

国際公会計基準審議会 (IPSASB) 会議報告 (2015年6月23日～26日 カナダ・トロントにて)

会議決定事項の概略

プロジェクト	会議前までの状況	今回会議での討議・決定事項
社会給付	CP案各章の論点について検討	CP「社会給付」を承認（2015年7月公表予定）
現金主義IPSAS	プロジェクト概要を承認	現金主義IPSAS適用上の障害となっている3つの論点について検討
概念フレームワークに基づく修正	プロジェクト概要を承認	質的特性と制約条件、会計方針適用の優先順位、用語等の論点を検討
収益	プロジェクト概要を承認	履行義務アプローチの適用可能性について検討
非交換費用	プロジェクト概要を承認	参考文献、プロジェクトの範囲、用語の定義、検討方法について検討
政府系企業（GBEs）	CP「政府系企業及びその他の公的部門の主体に対するIPSASの適用可能性」を承認（2014年8月公表、コメント期限2014年12月）	ED第56号「IPSASの適用範囲」を承認
公的部門の結合	CP「公的部門の結合」を承認（2012年6月公表、コメント期限2012年10月）	結合の分類を判断するための、支配とその他の要因について検討
戦略及び作業計画	CP「IPSASB戦略コンサルテーション」を承認（2014年3月公表、コメント期限2014年7月） 2015年以降の作業計画について、5件の新規プロジェクトを承認	2015年以降の作業計画について、3件の新規プロジェクトを承認
排出権取引（ETS）	ETSに関する論点について検討	運営者側と参加者側について、それぞれの会計アプローチを検討
公的部門特有の金融商品	CPの構成、及び貨幣用金等の各章の論点について検討	貨幣用金と通貨の章の論点を検討

(注) IPSAS (International Public Sector Accounting Standard)：国際公会計基準、ED (Exposure Draft)：公開草案、CP (Consultation Paper)：コンサルテーション・ペーパー、RPG (Recommended Practice Guideline)：推奨実務ガイドライン

1 今回の会議の概要

2015年第2回目の国際公会計基準審議会（IPSASB）の会議は、2015年6月23日から26日までの4日間にわたり、カナダのトロントで開催された。

今回の会議では、以下の文書等の承認が行われた。

- コンサルテーション・ペーパー（CP）「社会給付」を承認した。
- 公開草案（ED）第56号「IPSASの適用範囲」を承認した。
- 2015年以降の作業計画に関して3つの新規プロジェクト（公的部門における測定、文化資産、インフラ資産）を承認した。
- IPSASB自体のガバナンスに関して、諮問助言グループ（CAG）の要綱を承認した。

次回の会議は、2015年9月22日から4日間にわたって、カナダのトロントで開催される予定である。

2 社会給付

政府及び公的部門の主体は、非交換取引によって社会給付をその構成員に提供する。本プロジェクトの目的は、政府による特定の社会給付に関する費用及び負債が発生する状況及び方法を特定することである。本プロジェクトはまた、それらがどのように財務諸表に反映されるべきかについても検討する予定である。

今回の会議では、社会保障及び社会保険の定義について見直しを行い、CP草稿において利害関係者にコメントを求める事項や、IPSASBによる予備的見解などの論点について検討を行った。最後にCP草稿の通読

レビューを実施し、CPの公表を承認した。

3 公開草案（ED）第56号「IPSASの適用範囲」

本プロジェクトは、政府系企業（GBEs）の定義にまつわる論点を探求するとともに、現行の会計基準（GBEsにはIFRSを適用）が妥当かどうかを検討するものである。2014年8月にCP「政府系企業及び他の公的部門の主体に対するIPSASの適用可能性」を公表し、2014年12月31日を期限としてコメントを募集、その後も引き続き検討を行ってきた。

今回の会議では、EDの表題、「国際公会計基準の趣意書」の影響する箇所の見直し案、各IPSAS・RPGにおけるGBEへの言及個所の削除等について議論を行い、ED第56号「IPSASの適用範囲」の公表を承認した。

4 新規プロジェクトの承認

2015年以降の作業計画の一環として、前回の会議では5つの新規プロジェクトが承認された。今回の会議では、さらに以下の3つの新規プロジェクトが承認された。

- 公的部門における測定（概念フレームワークにIPSASを整合させる）
- 文化資産（測定と表示）
- インフラ資産（測定と表示：2016年後半開始）

5 IPSASBのガバナンス（諮問助言グループ（CAG））

IPSASBの適用国・国際機関が増加するにつれて、適用国からは、IPSASBのガバナンスを他の基準設

定主体のように強化するべきであるという要求が強まっている。この要求に対応するためIPSASBの外部に、監視組織である公益委員会（PIC）が設置されている。

また、国際会計士連盟（IFAC）とIPSASBは、IFACの内部に、諮問助言グループ（CAG）も立ち上げる予定である。CAGは、IPSASBの戦略、作業計画及び議題などについて助言を行う。その助言とは、プロジェクトの優先順位、IPSASの適用の障害となる技術的な問題についての助言などであるが、IPSASBの議論そのものには干渉しない。

今回の会議では、CAGの要綱（TOR=Terms of Reference）を承認した。CAGによる監視制度は、2016年中に施行することを目標とする。

6 その他の検討事項

今回の会議では、上記の承認事項のほかに、以下の各議題について検討を行った。

- 現金主義IPSASについて、各国における適用上の障害となっている3つの論点（連結、外部からの援助、第三者による支払）について議論した。
- 概念フレームワークの第1章から第4章に基づき、IPSAS第1号などの現行の基準について変更すべき点を検討した（質的特性、用語など）。
- 収益について、IFRS第15号の履行義務アプローチを公的部門においても利用可能か、議論した。
- 非交換費用について、参考文献、プロジェクトの範囲、用語定義、プロジェクトの検討方法などを議論した。

- 公的部門の結合について、「一定範囲の諸要因アプローチ」を採用することを決め、結合が「取得」又は「統合」のいずれに該当するかを決定する際に、「支配」の獲得に加えて検討すべき、さまざまな「要因」を議論した。
- 排出権取引（ETS）制度について、運営者側と参加者側の双方の観点から、ETS関与についてのアプローチを検討した。
- 公的部門特有の金融商品について、CP草稿の一部を検討した。具体的には、貨幣用金の章と通貨の章についての論点を検討した。

（IPSASB ボードメンバー
伊澤賢司）

（IPSASB テクニカル・アドバイザー
落谷竹生）